

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第二項（同法第百十五條の二第二項及び第百四十九條において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三條第二項（同法第八十四條第二項において準用する場合を含む。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十條の二第二項（同法第六十條の三第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七條の二第二項（同法第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第六十二條の二第二項（同法第六十二條の三第二項において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四條第二項（同法第八十五條第二項において準用する場合を含む。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一條の二第二項において準用する同法第五十一條第二項及び同法第六十一條の二第二項において準用する同法第六十一條第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十條の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第五十一條の二第二項において準用する同法第五十一條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第五項中「又はその被扶養者が療養」を「（法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）又はその被扶養者が療養」に改める。

第四十二條第一項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十三條の三第二項第四号」を「第四十三條の三第二項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は第百十條第二項

第一号二」を削り、「適用される者」の下に「であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者又はその被扶養者 二十五万二千六百円と、第四十一條第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三 法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 十六万七千四百円と、第四十一條第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第四十二條第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第四十一條第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万九千円に満たないときは、四十二万九千円）から四十二万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、七万五千円とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第四十一條第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第四十二條第五項第一号中「一万四千元」を「一万八千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第三号中「一万四千元」を「一万八千円」に、「七千円」を「九千円」に改め、同条第七項第二号中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改め、同号二を同号八とし、同号八中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号口中「第三項第二号」を「第三項第四号」に、「この口」を「この二」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第四十一條第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係る

るものにあつては、四十二万円千円。以下この口において同じ。)に満たないときは、八十四万円千円)から八十四万円千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万円百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円)とする。

八 第三項第三号に掲げる者 十六万七千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円)と、第四十一条第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が五十万八千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円)以下このハにおいて同じ)に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円)とする。

第四十二条第七項第三号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「二万四千円)を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第九項第二号中「及び第三号」を「又は第三号」に改める。

第四十三条第一項第二号中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「ハまで」に改め、同号ニ中「前条第三項第四号」を「前条第三項第六号」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が八十四万円千円に満たないときは、八十四万円千円)から八十四万円千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万円百円とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第四十三条第一項第三号中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「ハまで」に改め、同号ニ中「前条第四項第四号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第四項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が四十二万円千円に満たないときは、四十二万円千円)から四十二万円千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一

円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

ハ 前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円)から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第四十三条第一項第四号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千円)を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第四十三条の三第一項第五号中「次項第三号」を「次項第五号」に改め、同条第一項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者」を「第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円未満のもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者(次号及び第四号において「第三号適用者」という。)であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上のもの 二百十二万円

三 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの 百四十一万円

第四十四条第一項中「第三項第二号」の下に「から第四号まで」を加え、「第五項第二号」を「から第四号まで」に、「第二号ロ及び第三号ロ」を「及び第二号ロからニまで」に、「第三号ロ及び第四号ロ」を「からニまで及び第三号ロからニまで」に改め、同条第五項中「第二項第二号」の下に「から第四号まで」を加える。

(船員保険法施行令の一部改正)

第二条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「又はその被扶養者が療養」を「法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。」又はその被扶養者が療養」に改める。

第九条第一項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は第七十六条第二項第一号二」を削り、「適用される者」の下に「であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者又はその被扶養者 二十五万二千六百円と、第八十八条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が八十四万円千円に満たないときは、八十四万円千円)から八十四万円千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回

該当の場合にあつては、十四万円百円とする。

三 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 十六万七千四百円と、第八条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第九條第四項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第九條第五項第一号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第三号中「一万四千円」を「一万八千円」に、「七千円」を「九千円」に改め、同条第七項第二号中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「第三項第四号」を「第三項第五号」に改め、同号二を同号へとし、同号八中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号ロ中「第三項第二号」を「第三項第四号」に、「このロ」を「この二」に改め、同号ロを同号二とし、同号イの次に次のように加える。

口 第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第八条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万二千円）以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

ハ 第三項第三号に掲げる者 十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第八条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円）以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額

が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第九條第七項第三号中「からハまで」を「又はロ」に改め、「当該」を削り、同号イ中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第九項第二号中「及び第三号」を「又は第三号」に改める。

第十條第一項第二号中「イから二まで」を「イからハまで」に改め、同号イ中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「前条第三項第四号」を「前条第三項第六号」に改め、同号二を同号へとし、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている」に改め、同号ロを同号二とし、同号イの次に次のように加える。

口 前条第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

ハ 前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十條第一項第四号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第十二条第一項第五号中「次項第三号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者」を「第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円未満のもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上のもので、二百二十万円

三 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの、四百一十万円

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の第五項中「又はその被扶養者が療養」を「法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。」又はその被扶養者が療養」に改める。

第十一条の三の第五項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十二條第三項第四号」を「第四十二條第三項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は第五十七條第二項第一号二」を削り、「適用される者」の下に「であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円未満の組合員又はその被扶養者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が八十三万円以上の組合員又はその被扶養者、二十五万二千六百円と、第十一条の三の第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五百円とする。

三 法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員又はその被扶養者、十六万七千四百円と、第十一条の三の第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十一条の三の第五項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第二号に掲げる者、十二万六千三百円と、第十一条の三の第四項に規定する合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した金額に百

分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

三 前項第三号に掲げる者、八万三千七百円と、第十一条の三の第四項に規定する合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十一条の三の第五項中「金額とする。」を「金額」に改め、同項第一号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第三号中「一万四千円」を「一万八千円」に、「七千円」を「九千円」に改め、同条第七項第二号中「二まで」を「八まで」に改め、同条第二中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改め、同号二を同号八とし、同号八中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号ロ中「第三項第二号」を「第三項第四号」に、「このロ」を「この二」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ロ 第三項第二号に掲げる者、二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万二千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

ハ 第三項第三号に掲げる者、十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第十一条の三の第五項第三号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第八項中「金額とする。」を「金額」に改め、同条第九項中「金額とする。」を「金額」に改め、同項第二号中「及び第三号」を「又は第三号」に改める。

第十一條の三の六第一項第二号中「イから三まで」を「イから八まで」に改め、同号イ中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「前条第三項第四号」を「前条第三項第六号」に改め、同号二を同号ロとし、同号八中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号ロ中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五百万円とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十一條の三の六第一項第三号中「イから二まで」を「イから八まで」に改め、同号イ中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「前条第四項第四号」を「前条第四項第六号」に改め、同号二を同号ロとし、同号八中「前条第四項第三号」を「前条第四項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第四項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

ハ 前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八万三千七百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十一條の三の六第一項第四号中「から八まで」を「又はロ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号八中「前条第五項第三号」を「前条第五項第二号」に改め、同号八を同号ロとする。

第十一條の三の六の三第一項第五号中「次項第三号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十三條の三第二項第四号」を「第四十三條の三第二項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「基準日におい

て療養の給付を受けることとした場合に法第五十五條第二項第三号の規定が適用される者」を「第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円未満のもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五條第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上のもの 二百二十万円
三 第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの 百四十一万円
（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四條 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十七條の二第一項第一号中「第二十九條の三第四項第四号」を「第二十九條の三第四項第六号」に、「第二十九條の四の三第三項第四号」を「第二十九條の四の三第三項第六号」に改める。
第二十九條の二第五項中「が療養」を「（法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）が療養」に改める。

第二十九條の三第一項第五号中「第四項第三号」を「第四項第五号」に改め、同条第四項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第二十九條の四の三第三項第四号」を「第二十九條の四の三第三項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「適用される者」の下に「であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円未満のもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。
二 法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が六百九十万円以上のものである場合 二十五万二千六百円と、第二十九條の二第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五百万円とする。

三 法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものである場合 十六万七千四百円と、第二十九條の二第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十九條の三第五項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。
二 前項第二号に掲げる場合 十二万六千三百円と、第二十九條の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

二 前項第二号に掲げる場合 十二万六千三百円と、第二十九條の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

三 前項第三号に掲げる場合、八万三千七百円と、第二十九条の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十九条の三第六項第一号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第四項第三号又は第四号」を「第四項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項第三号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号を「九千円」に改め、同条第八項第二号中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「第四項第四号」を「第四項第六号」に改め、同号二を同号へとし、同号八中「第四項第五号」を「第四項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号ロ中「第四項第二号」を「第四項第四号」に改め、同号二を「このロ」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

口 第四項第二号に掲げる場合、二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万二千円）以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回数該当の場合にあつては、十四万九千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

ハ 第四項第三号に掲げる場合、十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円）以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回数該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第二十九条の三第八項第三号中「から八まで」を「又はロ」に改め、「当該」を削り、同号イ中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第四項第三号又は第四号」を「第四項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第九項第二号中「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同条第十項中「第四項第三号」を「第四項第五号」に改め、同条第十二項の表第四項第一号ただし書の項の次に次のように加える。

第四項第二号	二十五万二千六百円	十二万六千三百円
第四項第二号ただし書	八十四万二千円	四十二万二千円
第四項第三号	十六万七千四百円	七万五千円
第四項第三号	五十五万八千円	八万三千七百円
第四項第三号ただし書	九万三千円	四万六千五百円

第二十九条の三第十二項の表第四項第二号の項中「第四項第二号」を「第四項第四号」に改め、同表第四項第二号ただし書の項中「第四項第二号ただし書」を「第四項第四号ただし書」に改め、同表第四項第三号の項中「第四項第三号」を「第四項第五号」に改め、同表第四項第四号ただし書の項中「第四項第四号ただし書」を「第四項第六号」に改め、同表第五項第一号ただし書の項の次に次のように加える。

第五項第二号	十二万六千三百円	六万三千五百円
第五項第二号ただし書	四十二万二千円	二十一万五百円
第五項第三号	八万三千七百円	三万五千二百五十円
第五項第三号	二十七万九千円	四万八千五百五十円
第五項第三号ただし書	四万六千五百円	十三万九千五百円
第五項第三号ただし書	四万六千五百円	二万三千二百五十円

第二十九条の三第十二項の表第五項第二号の項中「第五項第二号」を「第五項第四号」に改め、同表第五項第二号ただし書の項中「第五項第二号ただし書」を「第五項第四号ただし書」に改め、同表第五項第三号の項中「第五項第三号」を「第五項第五号」に改め、同表第五項第四号の項中「第五項第四号」を「第五項第六号」に改め、同表第六項第一号の項中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同表第六項第二号の項を削り、同表第六項第三号の項中「第六項第三号」を「第六項第三号」に改める。

第二十九条の四第一項第三号中「イから二まで」を「イから八まで」に改め、同号イ中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「前条第四項第四号」を「前条第四項第六号」に改め、同号二を同号へとし、同号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第四項第二号」を「前条第四項第四号」に改め、同号ロを「該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

口 前条第四項第二号に掲げる場合に該当する者、二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、十四万九千円とする。

ハ 前条第四項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者、十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十九条の四第一項第四号中「イから二まで」を「イから八まで」に改め、同号イ中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「前条第五項第四号」を「前条第五項第六号」に改め、同号二を同号へとし、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第五項第二号」を「前条第五項第四号」に改め、同号ロを「該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

口 前条第五項第二号に掲げる場合に該当する者、十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た

額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、七万五千円とする。

ハ 前条第五項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十九条の四第一項第五号中「から八まで」を「又はハ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千元」を「一万八千元」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「前条第六項第三号」を「前条第六項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第二十九条の四の三第一項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「基準日において被保険者が療養の給付を受けることとした場合において、法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であるとき」を「第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満の場合」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

二 基準日において被保険者が療養の給付を受けることとした場合において、法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第四号適用者」という。）であつて、所得の額（同項第四号に規定する所得の額をいう。次号及び第四号において同じ。）が六百九十万円以上のものである場合 二百十二万円

三 第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものである場合 百四十一万円

第二十九条の四の三第六項中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五節 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の二第五項中「又はその被扶養者が療養」を「法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。」又はその被扶養者が療養」に改める。

第二十三条の三の四第一項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十二條第三項第四号」を「第四十二條第三項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は第五十九条第二項第一号二」を削り、「適用される者」の下に「であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円未満の組合員又はその被扶養者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第五十七條第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が八十三万円以上の組合員又はその被扶養者 二十五万二千六百円と、第二十三条の三の二第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三 前項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、七万五千円とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十三条の三の四第五項中「金額とする」を「金額」に改め、同項第一号中「一万四千元」を「一万八千元」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第三号中「一万四千元」を「一万八千元」に、「七千元」を「九千元」に改め、同条第七項第二号中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改め、同号二を同号へとし、同号ハ中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第三項第二号」を「第三項第四号」に、「このロ」を「この二」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万二千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回数該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

三 法第五十七條第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員又はその被扶養者 十六万七千四百円と、第二十三条の三の二第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十三条の三の四第四項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、七万五千円とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十三条の三の四第五項中「金額とする」を「金額」に改め、同項第一号中「一万四千元」を「一万八千元」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第三号中「一万四千元」を「一万八千元」に、「七千元」を「九千元」に改め、同条第七項第二号中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改め、同号二を同号へとし、同号ハ中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第三項第二号」を「第三項第四号」に、「このロ」を「この二」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万二千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回数該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

ハ 第三項第三号に掲げる者 十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第二十三条の三の第二項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第二十三条の三の第四項第三号中「からハまで」を「又はロ」に改め、当該「を削り、同号イ中「一万四千元」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第八項中「金額とする。」を「金額」に改め、同条第九項中「金額とする。」を「金額」に改め、同項第二号中「及び第三号」を「又は第三号」に改める。

第二十三条の三の第五項第二号中「イから二まで」を「イからハまで」に改め、同号イ中「二まで」を「ハまで」に改め、同号二中「前条第三項第四号」を「前条第三項第六号」に改め、同号二を同号ハとし、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五千元とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十三条の三の第五項第三号中「イから二まで」を「イからハまで」に改め、同号イ中「二まで」を「ハまで」に改め、同号二中「前条第四項第四号」を「前条第四項第六号」に改め、同号二を同号ハとし、同号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第四項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千元とする。

ハ 前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八万三千七百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十三条の三の第五項第四号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千元」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第二十三条の三の第七項第五号中「次項第三号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十三条の三第二項第四号」を「第四十三条の三第二項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者」を「第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円未満のもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上のもの 二百二十万円

二 第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの 百四十一万円

第六節 介護保険法施行令の一部改正

（介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の二及び第三号並びに第七項第一号二及び第二号二を「第二十二條の三第六項第三号ハ並びに第七項第一号ハ及び第二号ハ」に改める。

第二十二條の三第六項第三号中「二まで」を「ハまで」に改め、同号イ中「二」を「ハまで」に改め、同号二中「次項第一号二及び第二号二」を「次項第一号ハ及び第二号ハ」に、「第十五條第一項第四号」を「第十五條第一項第六号」に改め、同号二を同号ハとし、同号ハ中「二」を「ハ」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「基準日において療養の給付（高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に同法第六十七條第一項第二号の規定が適用される者」を「第二号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満であるもの」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 基準日において療養の給付（高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に同法第六十七條第一項第二号の規定が適用される者（ハ及びニにおいて「第二号適用者」という。）であつて、所得の額（同号に規定する所得の額をいう。）ハ及びニにおいて同じ。）が六百九十万円以上であるもの 二百二十万円

ハ 第二号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるもの 百四十一万円

第二十二條の三第七項第一号中「イから二まで」を「イからハまで」に改め、同号イ中「二まで」を「ハまで」に改め、同号ロ中「又はその被扶養者 六十七万円」を「ハ及びニにおいて「第三号適用者」という。）であつて、基準日の属する月の標準報酬月額等が八十三万円以上のもので、その被扶養者 二百二十万円」に改め、同号ニ中「ロ」の下に「から二まで」を加え、同号ニを同号ハとし、同号ハ中「又は二」を「から二まで又はハ」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満のもの又はその被扶養者 百四十一万円

二 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円未満のもの又はその被扶養者 六十七万円

第二十二條の三第七項第二号中「二まで」を「へまで」に改め、同号イ中「二に」を「へまで」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「二に」を「へに」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう）を受けることとした場合において、同法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者」を「第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満のもの」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう）を受けることとした場合において、同法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者（ハ及びニにおいて「第四号適用者」という）であつて、所得の額（同号に規定する所得の額をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が六百九十万円以上のものであるとき。二百二十万円

ハ 第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものであるとき。百四十一万円

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第七條 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第四項第二号中「第二十二條の三第六項第三号ニ並びに第七項第一号二及び第二号二を「第二十二條の三第六項第三号ハ並びに第七項第一号ハ及び第二号ハ」に改める。

第二十二條の三第六項第三号中「二まで」を「へまで」に改め、同号イ中「二に」を「へまで」に改め、同号ニ中「次項第一号二及び第二号二」を「次項第一号ハ及び第二号ハ」に、「第十五條第一項第四号」を「第十五條第一項第一号」に改め、同号ロ中「基準日において療養の給付（高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう）を受けることとした場合において同法第六十七條第一項第二号の規定が適用される者」を「第二号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満であるもの」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 基準日において療養の給付（高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう）を受けることとした場合において同法第六十七條第一項第二号の規定が適用される者（ハ及びニにおいて「第二号適用者」という）であつて、所得の額（同号に規定する所得の額をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が六百九十万円以上であるもの 二百二十万円

ハ 第二号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるもの 百四十一万円

第二十二條の三第七項第一号中「イからへまで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「二まで」を「へまで」に改め、同号ロ中「又はその被扶養者 六十七万円」を「ハ及びニにおいて「第三号適用者」という）であつて、基準日の属する月の標準報酬月額等が八十三万円以上のもの又はその被扶養者 二百二十万円」に改め、同号ニ中「ロ」の下に「から二まで」を加え、同号ニを同号へとし、同号ハ中「又は二」を「から二まで又はへ」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満のもの又はその被扶養者 百四十一万円

ニ 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円未満のもの又はその被扶養者 六十七万円

第二十二條の三第七項第二号中「二まで」を「へまで」に改め、同号イ中「二に」を「へまで」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「二に」を「へに」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう）を受けることとした場合において、同法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者」を「第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満のもの」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう）を受けることとした場合において、同法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者（ハ及びニにおいて「第四号適用者」という）であつて、所得の額（同号に規定する所得の額をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が六百九十万円以上のものであるとき。二百二十万円

ハ 第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものであるとき。百四十一万円

いう）を受けることとした場合において、同法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者」を「第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満のもの」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう）を受けることとした場合において、同法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者（ハ及びニにおいて「第四号適用者」という）であつて、所得の額（同号に規定する所得の額をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が六百九十万円以上のものであるとき。二百二十万円

ハ 第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものであるとき。百四十一万円

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第八條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「第十五條第一項第四号」を「第十五條第一項第六号」に、「第十六條の三第一項第四号」を「第十六條の三第一項第六号」に改める。

第十四條第三項中「被保険者」の下に（法第六十七條第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。）を加え、同条第七項中「第十五條第一項第三号」を「第十五條第一項第五号」に改める。

第十五條第一項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第十六條の三第一項第四号」を「第十六條の三第一項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「適用される者」の下に「であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円未満のもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第六十七條第一項第二号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が六百九十万円以上のもの 二十五万二千六百円と、第十四條第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三 法第六十七條第一項第二号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のもの 十六万七千四百円と、第十四條第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十五條第二項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第十四條第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

同項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円)から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

第十五条第三項第一号中「一万四千元」を「一万八千元」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項第二号中「一万四千元」を「一万八千元」に改め、同条第五項第一号中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同号二を同号八とし、同号八中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号八を同号八とし、同号口中「第一項第二号」を「第一項第四号」に改め、同号口を同号二とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円)から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万九千円とする。

ハ 第一項第三号に掲げる者 十六万七千四百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

第十五条第五項第二号中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同号二を同号八とし、同号口中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号口を同号二とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が四十二万九千円に満たないときは、四十二万九千円)から四十二万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五千円とする。

ハ 第一項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円)から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

第十五条第五項第三号中「から八まで」を「又はロ」に改め、同号イ中「一万四千元」を「一万八千元」に改め、同号口を削り、同号八中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同号八を同号口とし、同項第四号中「から八まで」を「又はロ」に改め、同号イ中「七千元」を「九千元」に改め、同号口を削り、同号八中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同号八を同号口とする。

第十六条第一項第一号中「イから二まで」を「イから八まで」に改め、同号イ中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「前条第一項第四号」を「前条第一項第六号」に改め、同号二を同号八とし、同号八中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改め、同号八を同号八とし、同号口中「前条第一項第二号に掲げる」を「前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている」に改め、同号口を同号二とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円)から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万九千円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

第十六条第一項第二号中「イから二まで」を「イから八まで」に改め、同号イ中「二まで」を「八まで」に改め、同号二中「前条第二項第四号」を「前条第二項第六号」に改め、同号二を同号八とし、同号八中「前条第二項第三号」を「前条第二項第五号」に改め、同号八を同号八とし、同号口中「前条第二項第二号に掲げる」を「前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている」に改め、同号口を同号二とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第二項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が四十二万九千円に満たないときは、四十二万九千円)から四十二万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五千円とする。

ハ 前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円)から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

第十六条第一項第三号中「から八まで」を「又はロ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千元」を「一万八千元」に改め、同号口を削り、同号八中「前条第三項第三号」を「前条第三項第二号」に改め、同号八を同号口とする。

第十六条の三第一項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者」を「第二号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満であるもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者(次号及び第四号において「第二号適用者」という。)であつて、所得の額(同項第二号に規定する所得の額をいう。次号及び第四号において同じ。)が六百九十万円以上であるもの二百二十万円

三 第二号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるもの 百四十一万円

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十五条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令(以下この条において「新健保令」という。)第四十三条第一項第二号ハ及び二並びに第三号ハ及び二の規定による保険者の認定は、施行日前においても、新健保令の規定の例によりすることができる。

第四条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第五条 第二条の規定による改正後の船員保険法施行令(以下この条において「新船保令」という。)第十条第一項第二号ハ及び二並びに第三号ハ及び二の規定による協会(健康保険法による全国健康保険協会をいう。)の認定は、施行日前においても、新船保令の規定の例によりすることができる。

第六条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第七条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令(以下この条及び附則第十八条において「新国共済令」という。)第十条の三の六第一項第二号ハ及び二並びに第三号ハ及び二の規定による組合(国家公務員共済組合法第三十三条第一項に規定する組合をいう。)の認定は、施行日前においても、新国共済令の規定の例によりすることができる。

第八条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第九条 第四条の規定による改正後の国民健康保険法施行令(以下この条において「新国保令」という。)第二十九条の四第一項第三号ハ及び二並びに第四号ハ及び二の規定による市町村(特別区を含む。)又は組合(国民健康保険法第十三条第一項に規定する組合をいう。)の認定は、施行日前においても、新国保令の規定の例によりすることができる。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第十一条 第五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令(以下この条において「新地共済令」という。)第二十三条の三の五第一項第二号ハ及び二並びに第三号ハ及び二の規定による組合(地方公務員等共済組合法第三十三条第一項に規定する組合をいう。)の認定は、施行日前においても、新地共済令の規定の例によりすることができる。

第十二条 施行日前に行われた介護保険法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る同法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行日前に行われた健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「平成十八年旧介護保険法」という。)の規定による介護療養施設サービスに係る平成十八年旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

第十四条 施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為)

第十五条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(以下この条において「新高確令」という。)第十六条第一項第一号ハ及び二並びに第二号ハ及び二の規定による後期高齢者医療広域連合(高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)の認定は、施行日前においても、新高確令の規定の例によりすることができる。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正)

第十六条 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の表以外の部分中「第三項第四号」を「第三項第六号」に、「第二項第四号」を「第二項第六号」に改め、同条の表第十一号の三の五第三項第四号の項中「第十一号の三の五第三項第四号」を「第十一号の三の五第三項第六号」に改める。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第十八条 附則第十六条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令(以下この条において「新私学共済令」という。)第六条において読み替えて準用する新国共済令第十一条の三の六第一項第二号ハ及び二並びに第三号ハ及び二の規定による日本私立学校振興・共済事業団の認定は、施行日前においても、新私学共済令の規定の例によりすることができる。

第十九条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第三条中「第四号」を「第六号」に改める。

総務大臣 野田 聖子
 財務大臣 林 太郎
 文科科学大臣 麻 生 芳正
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 内閣総理大臣 安倍 晋三